

小山町運送事業者支援金のご案内

原油高騰の影響を大きく受けている貨物自動車運送事業者の事業継続を目的として、支援金を交付します。

◆ 給付額

【大型・中型・けん引自動車】 **5万円**

【小型乗用車・軽自動車】 **3万円**

* 1事業者あたり1回限りの申請で、100万円を上限とする。

1. 対象となる事業者

- ①令和4年10月1日時点において、町内に本社等主たる事業所が所在し、町内で貨物自動車運送事業を実施していること。
- ②貨物自動車運送事業に必要な許可等を全て有していること。
- ③交付申請後においても、町内で貨物自動車運送事業の継続の意思があると認められること。
- ④中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- ⑤町税を滞納していないこと。

2. 交付対象車両

・交付対象事業の用に供するため、交付対象者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両（二輪を除く。）であって、以下の全てを満たすもの。

- ①自動車検査証（有効期限内のものに限る。）において使用の本拠の位置が町内である車両
- ②貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業用自動車（被けん引自動車を除く。）

3. 交付額等

・交付対象車両1台につき5万円。ただし、交付対象車両のうち小型乗用車及び軽自動車については1台につき3万円。

4. 申請受付期間

令和4年12月27日（火）～令和5年2月28日（火）まで

5. 申請方法 以下の資料を準備の上、小山町商工振興課へ提出

- ①小山町運送事業者支援金交付申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③交付対象車両一覧表（様式第3号）

※その他、運送事業者の区部に応じ、必要書類を提出（裏面の表を参照）

小山町運送事業者支援金 対象事業者・要件・交付金額

【その他、運送事業者の区分に応じ、必要な書類】

区分	必要書類
貨物軽自動車運送事業を営む 運送事業者	①貨物軽自動車運送事業経営届出書又は貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書 ②交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し
法人である運送事業者	履歴事項全部証明書の写し (発行後3か月以内のものに限る)
個人事業者である 運送事業者	直近の確定申告書の写し

Q&A

- Q リース契約やローン契約している車両は対象となりますか？
→所有者が自動車リース会社や自動車ディーラー会社であっても、使用者、使用の本拠の位置等の要件を満たし、対象車両の要件を満たす場合は対象となります。
- Q 被けん引車は対象となりますか？
→対象となりません。
- Q 最近、車両の増車、減車・入替を行いました。対象となりますか？
→事例によって、対象となる場合と対象とならない場合がございます。下記をご確認ください。

お問い合わせ

小山町役場商工振興課
〒410-1395 小山町藤曲57-2 (本庁舎2階)
電話：0550-76-6111 FAX：0550-76-2795